

令和元年10月16日

長野市廃棄物減量等推進審議会

会長 松本 明人 様

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料改定専門部会
部会長 水野 富雄

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料改定専門部会における意見
及び審議経過について（報告）

このことについて、専門部会としての意見等を取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

記

1 専門部会における審議結果

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定については、別紙のとおりとする。

2 審議経過

(1) 第1回専門部会

ア 開催日時・場所

令和元年6月12日(水) 午前10時00分～11時00分
職員会館3階 会議室

イ 部会名称について

「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料改定専門部会」に決定

ウ 部会長選出について

水野委員を部会長に選出

エ 議事

参考資料1

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料について、主な質問・意見

生活雑排水の処理手数料が市によって大きく差がある理由は何か。

本市の場合、簡易浄化槽の清掃促進策として収集経費の50%を市が補助して

おり、他市と比較して軽減された負担となっていると思われる。

し尿・生活雑排水の収集量が減少しているが、いずれは100%下水道に接続するということか。下水道への接続を強力に促進できないものか。

今後もくみ取りは減少していくもののゼロにはならないと考える。上下水道局では下水道接続の補助・融資制度があり、水洗化の促進を図っている。一方、別の視点では、くみ取り事業者が少なくなり過ぎると災害時の対応ができなくなることが懸念される。くみ取り手数料イコール事業者の収入となるため、その辺りのことも考慮して金額設定をしていく必要がある。

し尿及び生活雑排水「処理」手数料と言っているが、実際は収集運搬の手数料ということではいか。

お見込のとおり。し尿については収集運搬の経費を手数料として負担していただき、中間処理・最終処分の経費は含まれない。

(2) 第2回専門部会

ア 開催日時・場所

令和元年8月29日(水) 午前10時00分～11時00分
第二庁舎9階 会議室291

イ 議事

参考資料2

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料について、主な質問・意見

生活雑排水の収集運搬には市から補助金が支出されており、そのことを利用者に認識していただく必要がある。どのように周知しているのか。

12月議会で条例が改正されると、1月から3月の間に手数料改定のお知らせを配付しており、その中で補助金についても周知している。

災害時には市として最低何台のバキュームカーが必要と考えているのか。市がバキュームカーを備える考えはあるのか。

災害時の必要台数については、仮設トイレを全てくみ取るものとして15台を想定していたが、くみ取り式以外に、し尿を凝固させて可燃ごみとする処理方式

が増えており、災害規模の見直しを含め改めて精査する必要がある。
市が新たにバキュームカーを所有することは考えておらず、最低限必要となる
車両を事業者が維持できる方法を考えていきたい。

収集量の減少は全国的な傾向だと思うが、総価契約へ移行した他事例はあ
るのか。

委託制は少数であり、他市町村は許可制が多く市町村の関与割合が小さい。総
価契約にしている市町村の例は多くないと思われる。

収集の効率化を考えると、担当地区の再割当ても課題となるのではないか。

将来、総価契約移行を検討する際には、収集経費の100%を利用者に負担いた
だくのではなく、事業者へ支払う額の中に公費を投入することになるため、事業
の効率化は大きな課題となる。

1社でも事業者が撤退すると収集に支障を来すことはないか。市として各
事業者の経営状況を把握しておくことも必要ではないか。

委託部分については相手方が一法人（事業協同組合）であり、毎年の委託契約
の際に財務状況も確認している。組合員である各事業者の経営状況までは確認
ができていない。

- ・ 改定料金については、事務局案を採用する
- ・ 附帯意見については、本日の審議を踏まえ本会で審議する